

令和4年度

宮崎大学大学院教育学研究科

教職実践開発専攻〔教職大学院〕

（専門職学位課程）

学生募集要項

令和3年4月

宮崎大学大学院教育学研究科

現職教員等、現職教員、現職管理職教員の考え方

本研究科では、現職教員等に対して各専攻の目的に即してより高度な教育を受ける機会を拡大する方針をとっています。本研究科の学生募集における「現職教員等」、「現職教員」、「現職管理職教員」のとりえ方は、以下の通りです（一般的な用語の説明ではありません）。

現職教員等

学校教育法第1条に定められている学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、及び高等専門学校)に専任として在職している人や教育行政機関に専任として在職している人で、入学時までに6年以上の教諭の教職経験を有し、現職のまま修学を希望する人を「現職教員等」とします。なお、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置の適用を希望する人も含みます。現職教員等の教育方法の詳細は、21頁を参照してください。また、修学期間は2年間を原則としますが、希望すれば審査によって1年間に短縮できます。

現職教員

学校教育法第1条に定められている学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、及び高等専門学校)に専任として在職している人で、入学時までに3年以上6年未満の教諭の教職経験を有し、大学院修学休業制度を活用して修学を希望する人を「現職教員」とします。なお入学者選抜は、一般の選抜方法のみとなります。また、修学期間は2年間を原則とします。

現職管理職教員

学校教育法第1条に定められている学校のうち、小学校、中学校、高等学校、もしくは中等教育学校に教頭、副校長として在職している人で、入学時までに6年以上の教諭の教職経験を有し、現職のまま修学を希望する人を「現職管理職教員」とします。修学期間は、単位修得の免除制度を活用し、1年間を原則とします。

*例えば、教諭の教職経験が1年間の教員も一般的には現職教員ではありませんが、本研究科の学生募集では「現職教員」扱いではなく「一般」扱いとなります。

長期履修制度及び長期在学制度の考え方

長期履修制度

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により修学の困難な人に対して、標準修業年限(2年)を超えて一定期間(最長4年)にわたり計画的に教育課程を履修することを認める制度です。

長期履修が認められた場合は、2年間分(標準修業年限)の授業料を長期履修期間として認められた期間の年数に分割して支払うことになります。

長期在学制度

長期在学制度とは、免許等取得のため、標準修業年限(2年)では修了に必要な所定の単位修得が困難な人に対して、標準修業年限(2年)を超えて、3年または4年にわたり計画的に教育課程を履修することを認める制度です。

長期在学制度による履修が認められた場合には、標準修業年限を超えた年度についても授業料を支払うことになります。

「現職教員等」、「現職教員」、「現職管理職教員」、「長期履修制度」及び「長期在学制度」の詳細については、宮崎大学教育学部教務・学生支援係 TEL 0985-58-2890 までお問い合わせください。

目 次

教育学研究科教職実践開発専攻のアドミッションポリシー	1
I 教育学研究科の概要	
1 専攻の名称・目的	3
II 学生募集要項	
1 専攻（コース）募集人員	4
2 出願資格	4
3 出願手続	6
4 出願上の留意事項	6
5 障がい等のある入学志願者の事前相談	7
6 出願書類等（各選抜方法による出願書類一覧）	8
7 選抜方法（筆記試験免除及び筆記試験代替措置についてを含む）	9
III 学力試験の日程等	
1 学力試験の日程	13
2 宮崎大学位置図	14
3 入学試験集合場所案内図	15
4 合格発表	15
5 入学料及び授業料	16
6 第2次募集について	16
IV 教育学研究科教職実践開発専攻の案内	
1 教職実践開発専攻（教職大学院）の概要	17
2 現職教員等学生、現職教員学生、現職管理職教員学生の 教育方法について	21
3 常勤3年以上の社会人経験を有する人の教育方法について	22
4 修了要件	23
5 取得可能な教員免許状（専修免許状）	24
V 学生寄宿舍の入居	25

